

災害対策本部報告書

部局名 地域振興部

日 時 9月16日

台風12号の大雨等による被害に係る 普通交付税（11月定例交付分）の繰上げ交付

1 台風12号の大雨等により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部について繰上げ交付することとされました。

2 繰上げ交付対象団体

災害救助法適用市町村

〔奈良県においては、五條市、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、川上村、東吉野村の計10市町村〕

3 繰上げ交付額

各市町村毎に、11月定例交付予定額の50%相当額

五 條 市	7 9 3 百万円
御 杖 村	1 5 0 〃
吉 野 町	2 6 4 〃
下 市 町	2 2 4 〃
黒 滝 村	8 2 〃
天 川 村	1 3 0 〃
野迫川村	8 4 〃
十津川村	2 8 6 〃
川 上 村	1 6 6 〃
東吉野村	1 5 1 〃
合 計	2, 3 3 0 〃

4 繰上げ交付日

平成23年9月16日（金）